

論壇

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の考察



宮森 俊樹 【芝】

1. はじめに

「贈与税は相続税の補完税と言われているけれど、本当は根拠ないんだよね。もっと高齢者が保有している金融資産を必要としている世代に無税で贈与できるようにすべきだ。」平成21年10月4日（日）に松山大学で開催された学会終了後、空港内の寿司屋で故武田昌輔先生の一言が忘れられない。

その後現在に至るまで、その概要とその実務上の留意点について考察する。

2. 制度の概要

平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に、受贈者（教育資金管理契約を締結する日において30歳未満の者に限る。）が、「①その直系尊属と信託会社との間の教育資金管理契約に基づき信託受益権を取得した場合」、「②その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を教育資金管理契約に基づき銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をした場合」

数種類の一括贈与の非課税制度が税制改正において手当てされたのはご存じのとおりである。

そこで、本稿では、これら非課税制度のうち、特に活用されている祖父母（贈与者）から子又は孫（受贈者）への教育資金の一括贈与に係る非課税制度（以下単に「本制度」という。）の概要とその実務上の留意点について考察する。

又は「③教育資金管理契約に基づきその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭若しくは公社債投資信託（計算期間が1日のものに限る。）の受益証券（以下「金銭等」という。）で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入した場合」には、その信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち1,500万円までの金額（既にこの規定の適用を受けて贈与税の課税価

格に算入しなかった金額がある場合には、その算入しなかった金額を控除した残額）に相当する部分の価額については、贈与税の課税価格に算入しないこととされる（措法70の2の2①）。

3. 用語の定義

1 金融機関の範囲

金融機関の範囲は、①信託会社（信託銀行を含む。）、②銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫及び株式会社農工商中央金庫並びに貯金の受入れをする農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会、③金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者を行う者に限る。）とされる（措法70の2の2①、措令40の4の3①）。

なお、ゆうちょ銀行では、本制度の取扱いを行っていない。2 教育資金の範囲

なお、贈与税の非課税の枠は、受贈者1人当たりの金額である。そこで、複数の直系尊属からの贈与を受けられる場合には、その合計額のうち1,500万円までの金額が非課税とされる。

4. 手続規定

贈与者からの書面による贈与

教育資金の範囲は、①学校教育法に規定する学校等の設置者に対して入学金、授業料及び施設設備費等として直接支払われる金銭、②学校等以外の者に教育に関する役務の対価として直接支払われる費用で社会通念上相当と認められるものとされている。具体的な事例については、文部科学省のホームページに「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置・領収書等に関するチェックツール」が掲載されている（措法70の2の2①、措令40の4の3①②③、平成25年3月文部科学省告示第68号）。

なお、平成27年度税制改正において、①通学定期券代、②海外の教育施設に就

学するための渡航費（1回の就学につき1回の往復に要するものに限られる。）、③学校等（②の外国の教育施設を除く。）への就学に伴う転居に要する交通費であって公共交通機関に支払われるもの（1回の就学につき1回の往復に要するものに限られる。）が追加された（平成27年3月文部科学省告示第89号）。

5. 領収書等の提出

本制度の適用を受ける受贈者

本制度の適用を受ける受贈者は、教育資金の支払に充てた金銭に係る領収書その他の書類又は記録でその支払の事実を証するもの（以下「領収書等」といいます。）を取扱金融機関の営業所等に提出しなければならぬ（措法70の2の2⑦、措令40の4の3④⑤）。

なお、平成27年度税制改正では、平成28年1月1日以降において領収書等に記載された支払金額が1万円以下で、かつ、その年中における合計支払金額が24万円に達するまでのものは、その領収書等に代えて、支払先及び支払金額等の明細を記載した書類を提出することとされている（措法70の2の2⑧、措令40の4の3⑥）。

6. 贈与者が死亡した場合

贈与者が教育資金管理契約に基づき信託をした日又は教育資金管理契約に基づき預金若しくは貯金の預入若しくは有価証券の購入をするための金銭等の書面による贈与をした日から、これらの教育資金管理契約の終了の時点までの間にその贈与者が死亡した場合において、その贈与者に係る受贈者が本制度の規定の適用を受けたときは、その受贈者がその信託又はその贈与に

より取得をした信託受益権又は金銭等の価額（本制度の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額に限る。）については、「いわゆる生前贈与加算（相法19①）」の規定は、適用されない（措令40の4の3⑧）。

そこで、相続税が課税される者において、本制度を活用することによって相続税の節税を行うことができる。

7. おわりに

民法上、贈与とは当事者の一方（贈与者）が、自己の財産を無償にて相手方（受贈者）に与える意思を表示し、相手方が受諾することによって成立する契約とされる（民法549）。贈与による意思表示の方法には、口頭による贈与契約（いわゆる書面によらない贈与）と贈与時に贈与者と受贈者との相互の意思の合致を明確に贈与契約書等としておくという書面による贈与とに分類される。

このうち、書面による贈与については、贈与契約の成立した時をもって贈与があったものとされる相基通1の3・1の4共8(2)。この場合、祖父母贈与者から子又は孫（受贈者）に対する贈与契約については、受贈者本人が未成年者となるケースが多いと思われるので、親権者（親権を行う者）が法定代理人として贈与契約書を作成し、贈与の事実及び成立の日を明確にすべきであろう。

なお、この贈与契約書の書式は、金融機関によって指定されているケースがあり、指定書式でなければ手続を受け付けてくれない金融機関もあるようだ。本制度を活用する目的で贈与契約書を作成する際には、事前に手続を行う金融機関に指定書式の有無も確認しておくべきである。

ことができることとされた（措法70の2の2⑦、措規23の5の3⑦）。

23の5の3⑦）。